

LDR分娩台 DG-820（キャスター仕様）

【警告】

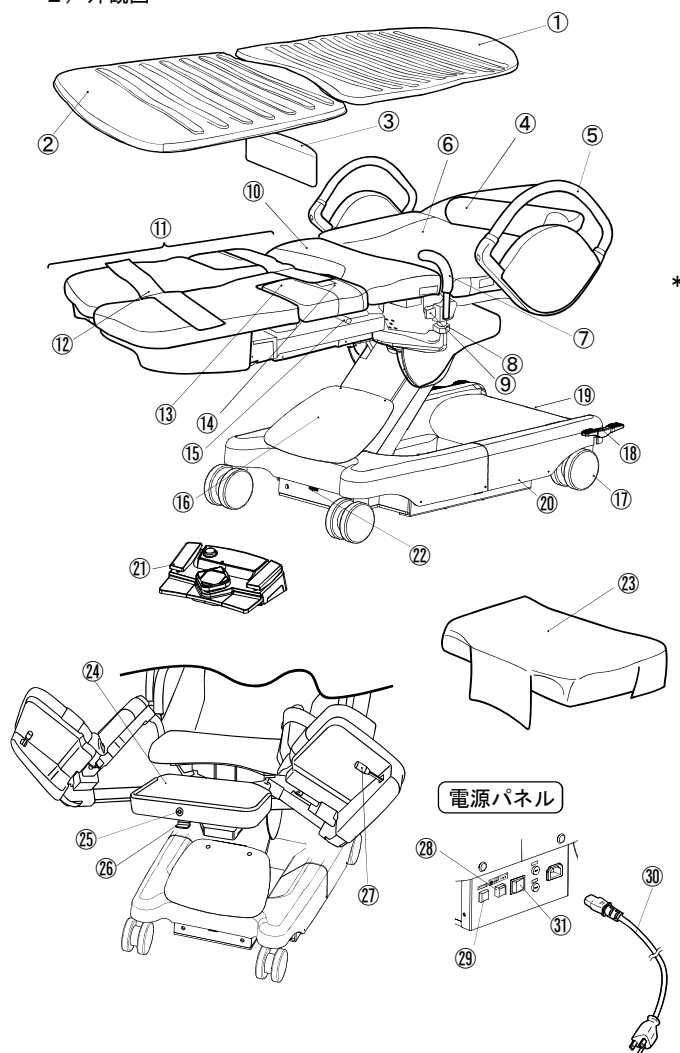
- １）患者および使用者の手・指・身体の一部を機器の可動部や可動部の周辺に近寄させないこと。

＊ ＊ 【形状・構造及び原理等】

１）作動原理

本製品は、電源コードを接続して使用します。フットスイッチで操作し、本体の昇降・背モタレ角度の調節・腰板角度の調節・足板の開閉を作動範囲内にて作動します。

２）外観図



- ①ジェルマット上部 ②ジェルマット下部 ③脚板隙間クッション
④枕 ⑤サイドフェンス ⑥背モタレ ⑦怒責グリップ
⑧怒責グリップ調整ノブ ⑨サイドレール ⑩腰板 ⑪脚板
⑫踵保持ベルト ⑬下腿受 ⑭下腿保持ベルト ⑮下腿受解除レバー
⑯汚水カバー ⑰キャスター ⑱キャスターロックペダル
⑲電源パネル ⑳ベース ㉑フットスイッチ ㉒赤外線受光部（３箇所）
㉓シートカバー ㉔新生児受台 ㉕ロック解除ボタン
㉖スイング解除レバー ㉗脚板屈曲レバー ㉘モード切替スイッチ
㉙本体下降スイッチ ㉚電源コード ㉛電源スイッチ

３）機器の分類

- ①電撃に対する保護の形式による分類：クラスⅠ機器
②電撃に対する保護の程度による分類：Ｂ形装着部

４）電気的定格

- ①定格電圧：ＡＣ１００Ｖ
②電源周波数：５０／６０Ｈｚ
③電源入力：５．０／５．６Ａ

〈動作保証条件〉

下記の条件にて使用すること。（但し、結露しないこと）

温度…１０℃～４０℃

湿度…１０％～９０％

気圧…７００ｈＰａ～１０６０ｈＰａ

【使用目的又は効果】

本製品は、調節可能な診断・処置台で、陣痛・分娩時、および妊娠に関連した他の診療・処置時に、女性の体位を適切な位置に支持することを目的としています。

＊ ＊ 【使用方法等】

〈使用方法〉

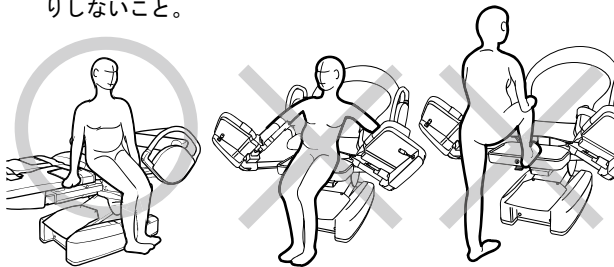
- ①キャスターロックペダルを操作し、キャスターをロックする。
②本製品は電源スイッチを入れて使用する。
③本製品の操作はフットスイッチで行う。
④本製品の乗り降りは、本体を下限位置まで下げた状態のときに行う。
⑤処置後は電源スイッチを切る。

機器の詳細な操作方法および使用方法については
付属の取扱説明書「使い方」の項を必ず読むこと。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

- 1) 機器周辺に、患者以外（特に小児など）を近づけないこと。
やむを得ず、患者以外を近づける場合、機器の操作中は、患者以外の安全にも考慮すること。
- 2) 他の医用電気機器と併用する場合、電磁的影響による不正確な動作が発生することがないか使用前に確認すること。
- 3) 新生児受台を踏み台にして乗り降りしたり、腰を掛けたりしないこと。



- 4) 脚板に乗ったり、腰を掛けたりしないこと。
- 5) 新生児受台の回転や収納は確実にすること。回転途中や収納途中だと不意に接触したときに動いてしまい、事故の原因になります。
- 6) 股関節の悪い患者には十分注意して開脚すること。
- 7) 分娩中は踵保持ベルトや下腿保持ベルトで脚を保持すること。
- 8) 踵保持ベルトや下腿保持ベルトは開脚後に使用すること。
- 9) 分娩時においても、休息時においても新生児受台に足を乗せないこと。
- 10) オートリターン操作を途中で止めたいときは、フットスイッチのいずれかのスイッチを踏むこと。踏んだ位置で作動が停止します。作動を再開するには一度すべてのスイッチを離した後、再びいずれかのフットスイッチを操作すること。
- 11) 本製品を移動させるとき以外、必ずキャスターを固定させること。
- 12) お手入れは取扱説明書に従って実施すること。

【保管方法及び有効期間等】

〈耐用期間〉

- ・本製品の耐用期間は、正規の保守点検をした場合に限り10年間です。[自己認証（当社データ）による]

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項〉

保守点検には日常点検と定期点検があります。

・日常点検

詳細については取扱説明書の「保守点検」の項に記載しています。日常点検内容を確認し、必ず実施してください。

点検頻度	点検内容
始業前	設置状態の確認
	電源スイッチの確認
	フットスイッチを操作したときの作動確認
	上昇した本体の上部の高さが一定の位置で停止しているかの確認
	脚板および下腿受の確認
	新生児受台の確認
	サイドフェンスの確認
	怒責グリップの確認
始業前/終業後	外観の確認
始業前	キャスターロックペダルの確認

・定期点検

使用頻度に合わせて機能低下や消耗する部品、部位がありますので、1年に1度を目安にした定期点検による保守（消耗品交換を含む）と、安全性確認を推奨します。定期点検の内容に関しては取扱店または直接当社にご連絡ください。

〈業者による保守点検事項〉

業者による保守点検（定期点検）を実施するときは当社または当社の指定する業者、若しくは修理業者などの適切な資格者に依頼すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

タカラベルモント株式会社

TEL：06-6212-3620

販売業者

本製品には取扱説明書がありますので、必ず確認してください。